

FODプレミアムに関する利用規約

第1条（総則）

1. ミクスネットワーク株式会社（以下、「当社」といいます。）は、当社サービスの加入者に対し、FODプレミアムに関する利用規約（以下「本規約」といいます。）の定めに従い、株式会社フジテレビジョンが（以下「フジテレビ社」といいます。）提供する定額制動画配信サービス「FODプレミアム スタンダード」（以下「FODプレミアム サービス」といいます。）を媒介します。また、当社は、当社が指定した方法により FODプレミアム サービスの利用を開始したお客様（以下「利用者」といいます。）に対し、フジテレビ社から債権譲渡を受けることにより FODプレミアム サービスの月額利用料金を請求し、利用者はこれを支払います（これら一連の流れにより利用できるサービスを総称し、以下「本件サービス」といいます。）。予め本規約に同意されない場合、本件サービスをお申込みおよびご利用いただくことはできません。

2. 利用者は、本件サービスのお申込みに際し、フジテレビ社の定める利用規約（以下「フジテレビ社規約」といいます。）への同意が必要です。予め同規約に同意されない場合、本件サービスをお申込みおよびご利用いただくことはできません。

【フジテレビ社規約】<https://fod.fujitv.co.jp/policy/terms01/>

3. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更または廃止することがあります。当社が本規約を変更した場合、本件サービスの内容および提供条件は、変更後の規約によるものとします。なお、当社は、変更後の本規約の効力発生日までに、変更後の本規約を当社所定のホームページに掲載することにより、変更後の本規約の内容をお客様に通知するものとします。

4. フジテレビ社は、フジテレビ社規約の定めに従い、フジテレビ社規約を変更することがあります。フジテレビ社規約が変更された場合、本規約で当社が特に定めている部分を除き、FODプレミアム サービスの内容および提供条件は変更後のフジテレビ社規約によるものとします。

5. 利用者は、本件サービスを利用するために、当社が提供するケーブル ID およびパスワードが必要となります。

6. ケーブル ID およびパスワードによる認証ができない場合、利用者は、本件サービスを利用することができません。

第2条(定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用語	用語の意味
1	フジテレビ 社	株式会社フジテレビジョン
2	FODプレミアム	フジテレビジョン 社が提供する定額制動画配信サービス
3	本件サービス	当社の媒介により FODプレミアム に加入し、当社が指定する方法によりFODプレミアム を開始することで、FODプレミアム の月額利用料金の支払いを行うことができるサービス
4	利用者	本件サービスの加入者
5	本件契約	利用者および当社間で締結される本件サービスの契約
6	フジテレビ 社規約	フジテレビ 社が定める FODプレミアム にかかる利用規約
7	当社サービス	当社が別に定めるインターネット接続サービス契約約款または利用規約に基づき当社が提供するサービス

第3条（本件契約の成立および継続）

1. 本件契約は、以下の全てを満たした時点で成立するものとします。

本件サービスの利用を当社に申込み、当社がこれを承諾すること

2. 当社は、次の場合には、本件契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 本件契約の申込者が、本件サービス以外の当社の提供するサービス利用契約に準じサービスをご利用いただけていない場合、過去に違反したことがあるまたは違反のおそれがあると当社において判断した場合。

(2) FODプレミアム サービスの利用用途が フジテレビ 社の利用規約に違反すると当社において判断した場合

(3) 当社が本件サービスを提供するにあたり、当社の業務遂行上支障が生じる場合またはそのおそれがあると当社において判断した場合

(4) その他利用申込者を利用者とするのが不適切であると当社において判断した場合

3. 当社は、本件契約により、利用者に対し、FODプレミアム サービスの月額利用料金をFODプレミアム サービスの加入時又は無料トライアル期間(もしあれば)の終了時のうち、いずれか遅い方が属する月の翌月に請求するものとします。

4. 利用者は、フジテレビ 社規約の定めにかかわらず、前項に定める請求により、当社が指定するクレジットカードにてFODプレミアム サービスの月額利用料を支払うものとします。

ただし既に当社サービスを利用しており、直近で連続して12か月以上、金融機関を通じて支払い実績がある場合は、継続して金融機関を通じての支払いが可能です。

5. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、本件サービスの全部または一部を変更し、または廃止できるものとします。当社は、本件サービスの変更または廃止により利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第4条 (FODプレミアム サービス)

- 1 FODプレミアム サービスの内容および初月利用料無料等の フジテレビ 社がFODプレミアム サービスに対し提供する特典等については、フジテレビ 社が フジテレビ 社規約に基づき提供するものとします。
- 2 FODプレミアム サービスの月額利用料は フジテレビ 社が定めるところによります。
- 3 フジテレビジョン 社サービスの利用方法は フジテレビ 社が定めるところによります。
- 4 当社は、フジテレビ 社規約の変更または廃止により利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- 5 当社は、第5条第1項に定める場合を除き、FODプレミアム サービスの月額利用料その他本規約等に基づき利用者から支払われた一切の金員について、解約・取り消し・解除その他事由の如何を問わず返還しないものとします。

第5条 (本件契約の撤回等)

1. 利用者は、電気通信事業法その他の法令により初期契約解除制度の適用がある場合、契約者は契約書面受領日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回または本件契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。
2. 前項の規定による撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
3. 本条第1項の規定による撤回等を行った者は、実際に支払った FODプレミアム サービス月額利用料の還付を請求することができる場合があります。ただし、予め加入申込みの撤回をする意思をもって契約の申込みを行った場合等、契約の申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする本条の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
4. 本条第1項の規定にかかわらず本件契約締結後、本件サービスを利用された場合には、本件サービスの利用者はその利用に関し当社が負担した全ての費用を負担するものとします。

第6条 (利用者による解約)

1. 利用者が本件契約を解約しようとするときは、利用者は当社所定の方法により当社に通知するものとします。当該通知の当社へ到達日から起算する最短で到来する契約更新日の前日をもって、本件契約が解約されるものとします。ただし、電子媒体での当該通知については、当社への到達日の翌日から起算されるものとします。

第7条 (当社による本件契約の解除)

1. 利用者が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は、通知催告等何らの手続を要することなく、本件サービスの提供を停止し、本件契約を解除しまたは利用者の資格を取り消すことができるものとします。
 - (1)利用者が、本規約の定めに違反し、または違反するおそれのある行為を行い、当社から当該行為の是正を求められたにもかかわらず、相当の期間内にこれを是正しなかった場合
 - (2)利用者が、当社の提供する本件サービス以外の当社の提供するサービスの利用にかかる契約に準じサービスをご利用いただけていない場合、または違反のおそれがあると当社において判断した場合
 - (3)利用者が、フジテレビ 社規約に違反した場合または違反のおそれがあると当社において判断した場合

(4) 当社が本件サービスを提供するにあたり、当社の業務遂行上支障が生じる場合またはそのおそれがあると当社において判断した場合

(5) その他、利用者が本件サービスを利用することが不適切と当社において判断した場合

2. 利用者は、前項に基づき本件契約が解除された場合であっても、当該提供停止日または解除日の属する月にかかる FODプレミアム サービス月額利用料の支払義務を免れないものとします。第 8 条（通知）

1. 当社が、本件サービスに関して利用者へ通知を行う場合、当社の Web サイト、利用者への電子メールの送信またはその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

2. フジテレビ社は、FODプレミアム サービスに関して利用者へ通知を行う場合、フジテレビ社規約の定めに従い、告知を行うものとし、当社はこれに何ら関与しないものとします。

第 9 条（本件サービスの一時中断等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者の同意を得ることなく、本件サービスの全部もしくは一部の提供を一時中断または一時停止することができるものとします。

(1) 火災、停電、天災等の不可抗力その他当社の責めに帰すべからざる事由に起因して本件サービスの提供が不可能または困難になった場合

(2) 交通事情、気象状況等により本件サービスの提供が当社の事業遂行上支障があると判断する場合

(3) その他、当社が合理的な理由により、本件サービスの提供を一時中断または一時停止する必要があると判断した場合

2. 前項に基づき当社が行ったサービスの一時中断または一時停止に関して、当社は利用者に対していかなる責任も負いません。

第 10 条（免責）

1. 当社は、FODプレミアム サービスについて、その安全性、正確性、確実性、有用性、発生したトラブルの解決、利用者が意図する特定の目的との適合性等を何ら保証するものではありません。

2. 当社は、前条に定める場合を除き、利用者が本件契約の有効期間中に FODプレミアム サービスを利用できなかったことおよび FODプレミアム サービスの提供が遅延したことについて一切の責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失に基づく場合については、この限りではありません。

3. 当社、本規約等に定める範囲を超える異議、苦情および請求等について何ら責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大な過失に基づく場合については、この限りではありません。

第 11 条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、利用者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先、生年月日、性別、メールアドレス等の情報（以下「個人情報等」といいます。）を、当社が当社ホームページ上で公開する個人情報の保護方針、ご提供いただく個人情報の利用目的、取り扱い目的に準じて管理します。

2. 当社は、利用者の個人情報等を本件サービスおよびこれに関連するサービスの提供、運営、料金の請求および品質向上、マーケティング分析ならびに利用者にとって有益と考える情報（当社の提供する商品もしくはサービスに関する情報広告を含みますがこれに限りません。）の選定および配信の目的に利用します。
3. 当社は、利用者のケーブル ID に関する情報を契約者サポート、利用者への通知および本件サービスを提供する目的のため、フジテレビ 社に第三者提供いたします。
4. 当社は、利用者のケーブル ID、FODプレミアム サービスの開始日、FODプレミアム サービスの終了日、ケーブル ID ごとに発生するFODプレミアム サービスの月額利用料およびFODプレミアム サービスの月額利用料請求の完了・未完了に関する情報を契約者サポート、利用者への通知および本件サービスを提供する目的のため、フジテレビ 社と共同利用いたします。
5. 前 2 項に基づく第三者提供および共同利用にかかる手段または方法は情報を暗号化し、情報交換対応者を限定したセキュアな交換方法とします。
6. 第 4 項に基づき、共同利用する個人情報は、申込書、インターネット、ハガキなどを通じて当社が取得したものとします。

第 12 条（分離可能性）

本規約等のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約等の残りの規定は、継続して有効に存続するものとします。

第 13 条（譲渡禁止）

利用者は、本規約等に基づく権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または自己もしくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第 14 条（債権譲渡）

利用者は、当社が第三者に、当社が有する利用者に対する FODプレミアム サービスの月額利用料その他についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第 15 条（準拠法）

本規約の効力・履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第16条（協議事項）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、当社と契約者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

付則

（実施日）

この利用規約は、2025 年 10 月 1 日から実施します。